

目 次

はしがき

序 章 本書の問題意識と研究方法 ————— 1

第1節 はじめに 1

- 1 問題の所在 (1) / 2 本書の目的 (2)

第2節 日本法の状況 4

- 1 労働権保障のための所得保障法 (4) / 2 労働権保障法 (5) /
3 所得保障と求職者支援制度 (8)

第3節 比較対象としてのイギリス法 12

- 1 イギリス法を取り上げる意味 (12) / 2 イギリスにおける「社会保障法学」独自の視点 (13)

第4節 分析方法と枠組み 14

- 1 制度史 (14) / 2 制定法の構造 (14) / 3 本書の構成 (15)

第1章 イギリス求職者法の史的展開 ————— 17

第1節 救貧法と労働 17

- 1 救貧法体制前史 (17) / 2 エリザベス救貧法の成立と展開 (19) /
3 改正救貧法体制下における貧困と職業 (22) / 4 改正救貧法体制下における失業時の所得保障 (28) / 5 1934年失業法と救貧法体制の崩壊 (38)

第2節 第2次大戦後のベヴァリッジ体制 41

- 1 ベヴァリッジ報告 (41) / 2 1946年国民保険法 (42) / 3 1948年国民扶助法 (46) / 4 第2次大戦後の職業訓練——1948年雇用訓練法 (49) / 5 1950年代の職業訓練と1964年産業訓練法 (51) / 6 1965年

国民保険法と66年改正 (54) / 7 1966年社会保障省法 (56) / 8 1973年雇用・訓練法と民営職業紹介業法 (58)

第3節 サッチャー政権と社会保障法 60

1 1980年社会保障法の成立 (60) / 2 雇用訓練法の改正と職業訓練 (62) / 3 1986年社会保障法改革による所得補助の導入 (65) / 4 1989年社会保障法 (68) / 5 1992年社会保障拠出給付法 (69) / 6 1995年求職者法 (70) / 7 保守党政権下の失業と貧困 (73)

第4節 1997年ブレア労働党政権における就労支援 75

1 福祉から就労へ (75) / 2 ニューディール (77) / 3 求職者手当の改革論 (82) / 4 リーマンショックと障害者の労働能力活用 (84) / 5 2007年の求職者支援制度議論 (87) / 6 2009年福祉改革法 (91) / 7 2009年福祉改革法案に対する反応 (93)

第5節 保守党の改革——2012年福祉改革法とユニバーサル・クレジット 93

1 保守=自民連立政権 (93) / 2 政権交代前の福祉改革議論 (95) / 3 ユニバーサル・クレジットの選択 (96) / 4 2012年福祉改革法の成立 (99)

第6節 小 括 99

1 所得保障 (100) / 2 就労支援 (101) / 3 所得保障と就労支援との法的関係 (101)

第2章 求職者の所得保障法 ————— 103

第1節 所得保障法——拠出制求職者手当の法的構造 103

1 稼働年齢者に対する給付の体系 (103) / 2 国民保険制度 (104)

第2節 ユニバーサル・クレジット 115

1 法の構造 (115) / 2 経過措置 (116) / 3 地理的適用範囲 (119) / 4 ユニバーサル・クレジットの運営 (120) / 5 申請と決定 (124)

第3節 受給権者の基本的要件 129

1 夫 婦 (129) / 2 重婚関係 (135) / 3 年 齢 (136) / 4 居

住 (141) / 5 教育課程 (143) / 6 経済的要件 (145)	
第4節 給付の種類と給付水準	151
1 給付額の算定方法 (151) / 2 給付の種類と給付水準 (155)	
第5節 小 括	161
1 包括性 (161) / 2 就労支援 (163) / 3 給付内容と水準 (164)	
第3章 受給要件としての求職活動	165
第1節 求職者手当における労働市場テスト	165
1 求職者法の労働市場テストとユニバーサル・クレジットの受給者誓約 (165) / 2 就労可能性 (166) / 3 求職者協定 (168)	
第2節 受給者誓約と制裁	173
1 労働関連要件 (work-related requirements) (173) / 2 受給者誓約 (179) / 3 制裁 (186)	
第3節 契約としての就労支援	188
1 就労支援の契約的性質 (188) / 2 求職者協定の契約的性質 (189) / 3 自立支援「契約」としてのニューディール (191) / 4 契約原理に関する議論 (194)	
第4節 人的適用範囲の拡大——配偶者への就労強制	197
1 共同申請者制度の導入 (197) / 2 共同申請者制度の制度枠組み (199) / 3 共同申請者制度の影響 (202) / 4 報告書の政策提言 (203)	
第5節 自営業者就労の支援	203
1 経済的自立と自営業 (203) / 2 自営業者の判別 (204) / 3 自営業開始後の保護期間 (206) / 4 自営業者の所得 (207) / 5 保有資産 (210) / 6 自営業者ルール of 浸透と現実 (211)	
第6節 小 括	213
1 受給要件としての求職活動の評価 (213) / 2 就労自立支援プログラムの法的態様 (214)	

第4章 労働市場と社会保障法 ————— 217

- 第1節 本章の課題 217
- 第2節 自発的離職に対する制裁 218
 - 1 自己都合退職と失業給付(218) / 2 自発的離職への給付制限(219) / 3 自発的離職の判断(222)
- 第3節 職業紹介、職業選択と社会保障法 233
 - 1 職業選択の意義(233) / 2 法規定の推移(234)
- 第4節 職業紹介拒否に関する給付制限 240
 - 1 「適職」紹介における雇用の適切性(240) / 2 拒否の正当事由に関する法規制(244) / 3 拒否の正当事由をめぐる事例(245)
- 第5節 小 括 252
 - 1 辞職の自由と労働法、社会保障法(252) / 2 所得保障による求職条件の制限(253)

第5章 求職者支援と社会保障法・労働法 ————— 257

- 第1節 求職者支援サービス法 257
 - 1 求職者支援に関する国家の役割(257) / 2 「福祉から就労へ」プログラムの推移(258) / 3 現行就労支援プログラムの概要(265) / 4 ワーク・プログラム(269)
- 第2節 求職者支援サービス受給者の労働法上の地位 273
 - 1 求職者支援サービス受給者の法的地位(273) / 2 徒弟契約(274) / 3 訓練生と訓練契約(277) / 4 ボランティア労働者(280)
- 第3節 職業訓練受講拒否を理由とする失業給付の給付制限 281
 - 1 職業訓練への従事と失業給付(281) / 2 職業訓練に関する指示違反(283) / 3 職業訓練・求職活動指示違反に関する裁判例・裁決例(284)

第4節 就労支援の強制労働性——ReillyとWilson事件の影響 292

- 1 就労支援の根拠法と給付制限の根拠 (292) / 2 事案の概要 (293)
- ／ 3 高等法院判決 (302) / 4 控訴院判決 (306) / 5 規則制定による控訴院判決への対応 (310) / 6 2013年求職者(復職スキーム)法 (311)
- ／ 7 最高裁判所判決 (314) / 8 さらなる司法審査 (316) / 9 Reilly事件の示唆 (319)

第5節 小括 320

- 1 労働権 (right to work) から見た適職選択の権利 (320) / 2 職業紹介と社会保障給付 (322) / 3 就労支援プログラムの強制労働性 (323)

第6章 求職者法試論 325

第1節 はじめに 325

- 1 イギリス法が日本法へ与える示唆 (325) / 2 失業の役割分担 (325)
- ／ 3 長期雇用の労働関係 (326) / 4 現代の失業者像 (327)

第2節 社会保障法学における失業労働法 328

- 1 社会保障法体系における失業の位置付け (328) / 2 「失業労働法」の構造的把握 (328) / 3 失業労働法における失業時生活保障法 (329)
- ／ 4 積極的雇用政策と労働権論 (332) / 5 失業対策事業の評価と労働権 (334)

第3節 失業者像の法的再構成 337

- 1 失業労働法の現代的課題 (337) / 2 長期失業と潜在的失業 (337)
- ／ 3 雇止めと断続的・反復的失業者 (339) / 4 パートタイム労働と就労中の労働権保障 (341) / 5 労働者と自営業者——完全参加型社会 (342)

第4節 労働市場法、雇用政策法、雇用保障法 344

- 1 労働市場法 (344) / 2 雇用政策法 (346) / 3 雇用保障法 (346) / 4 従属労働概念 (347)

第5節 求職者法の構想 350

- 1 前提条件 (350) / 2 求職者法の規範的根拠 (354) / 3 求職者法

の法主体 (355) / 4 社会的包摂 / 排除と法 (356) / 5 求職者法の体系 (357)

第 6 節 求職者法の限界と課題 361

索引